



宮 崎 県 公 報

平成31年3月7日(木曜日) 第 3078 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

○都市計画法施行細則の一部を改正する規則……(都市計画課) 1

告 示

○生活保護法に基づく施術者の指定……(福祉保健課) 4

○生活保護法に基づく指定施術者の施術所の名称
の変更……(") 5

○救急病院の認定……(医療業務課) 5

○指定障害福祉サービス事業者の指定……(障がい福祉課) 5

○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療
)の指定……(") 5

○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定
(2件)……(") 5

○民有林の保安林の指定……(自然環境課) 5

頁

○保安林の指定予定の通知(4件)……(自然環境課) 6

○知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止……(水産政策課) 7

○道路の区域の変更(2件)……(道路保全課) 7

○土砂災害警戒区域の指定……(砂防課) 7

○土砂災害特別警戒区域の指定……(") 11

○都市計画の変更……(都市計画課) 14

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出……(商工政策課) 15

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市
町村の意見(3件)……(") 15

○土地改良区連合の定款変更の認可……(農村整備課) 16

○県営土地改良事業の工事の完了……(") 16

○開発行為に関する工事の完了……(建築住宅課) 16

公安委員会公告

○検定合格者審査の実施について……16

規 則

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第5号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則(昭和45年宮崎県規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(条例第3条第2項の規則で定める土地)	(条例第3条第2項の規則で定める土地)
第45条 条例第3条第2項の規則で定める土地は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。	第45条 条例第3条第2項の規則で定める土地は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
<u>(3) 旗ざお形状の土地(敷地内に路地状の通路を設けなければ、建築基準法第43条第1項の規定に適合しない土地をいう。)</u> <u>以外の土地(前号の道路から延長20メートル以下の通路で接続する土地を除く。)</u>	
様式第3(第18条関係)	様式第3(第18条関係)
[略]	[略]
(注)① <u>すべての事項</u> について記入し空欄にしないこと。	(注)① <u>全ての事項</u> について記入し空欄にしないこと。
⊕ [略]	⊕ [略]
記入要領	記入要領
1～7 [略]	1～7 [略]
8 ⑭道路欄には、幅員(すべての種類)、延長距離、最大縦断勾配、路面の仕上げ等を記入すること。	8 ⑭道路欄には、幅員(全ての種類)、延長距離、最大縦断勾配、路面の仕上げ等を記入すること。
9～13 [略]	9～13 [略]
様式第5(第20条関係)	様式第5(第20条関係)

[略]

都市計画法施行規則第19条の該当資格
第1号 (イロハニホヘト)
第2号

[略]

[略]

都市計画法施行規則第19条の該当資格
第1号 (イロハニホヘトチ)
第2号

[略]

別記様式第18 (表面) を次のように改める。

様式第18 (第27条の2関係)

開 発 登 録 簿 (調 書)

(表 面)

開発許可 番号		年 月 日	承継の年月日		市町名	整理番号	変 更
開発許可 を受けた 者	シレイ	氏名	許可に 基づく 地位の 承継	氏名	氏名	住所	住所
		住所		住所			
開 発 区 域	予定建築 物の用途		工事施 行者	氏名			
	区域 地帯 等	市街化区域	(第一種、第二種) 低層住居専用地域、 (第一種、第二種) 中高層住居専用地域、 (第一種、第二種、準、田園) 住居地域、 近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域、工業専用地域、その他	住所			
		その他					
市街化調整区域							
開 発 区 域	区域 地帯 等	市街化区域	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		その他	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	市街化調整区域	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
開 発 区 域	区域 地帯 等	市街化区域	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		その他	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	市街化調整区域	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
開 発 区 域	区域 地帯 等	市街化区域	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		その他	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	市街化調整区域	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第26 (第41条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>[略]</p> <p>都市計画法<u>抜すい</u> (裏) (調査のための立入り等) 第25条 [略]</p> <p>(障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第26条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行なおうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、<u>都道府県知事</u>が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>	<p>様式第26 (第41条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>[略]</p> <p>都市計画法<u>抜粋</u> (裏) (調査のための立入り等) 第25条 [略] <u>2～5</u> [略]</p> <p>(障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第26条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行<u>う</u>者は、その測量又は調査を行<u>う</u>に<u>当</u>たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは<u>垣、柵</u>等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行<u>お</u>うとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事(市の区域内にあつては、<u>当該市の長</u>。以下「<u>都道府県知事等</u>」という。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行<u>う</u>ことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、<u>都道府県知事等</u>が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p><u>2・3</u> [略]</p>
<p>様式第27 (第41条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>[略]</p> <p>都市計画法<u>抜すい</u> (裏) (立入検査)</p> <p>第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは<u>指定都市等の長</u>又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第27 (第41条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>[略]</p> <p>都市計画法<u>抜粋</u> (裏) (立入検査)</p> <p>第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは<u>市町村長</u>又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第35 (第41条の3関係)</p> <p>[略]</p>	<p>様式第35 (第41条の2関係)</p> <p>[略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 162号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に

より、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
兒玉 諒介	北諸県郡三股町宮村29	平成31年1月4日

(誠信堂鍼灸整骨院)	71-6	
峯崎 龍彦 (宮崎訪問鍼灸マッサージ)	東諸県郡国富町本庄18 86-1 フェニックスⅢ 201	平成31年2月7日

宮崎県告示第 163号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定施術者の氏名並びに施術所の名称及び所在地

氏名及び 施術所の名称	所 在 地
岩津良・兒玉諒介 誠信堂鍼灸整骨院	北諸県郡三股町宮村2971-6

2 届出事項

事業所 番号	指定障害福祉 サービス事業所		指定障害福祉 サービス事業者		指 定 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4521910176	エデンホーム森永	宮崎県東諸県郡国 富町大字竹田 228 番地7	社会福祉法人エデ ンの園	宮崎県東諸県郡国 富町大字三名字初 田2621番地5	平成31年3月1日	共同生活援助(介 護サービス包 括型)

宮崎県告示第 166号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
富高薬局 お倉ヶ浜店	日向市	薬局	平成31年 3月1日

宮崎県告示第 167号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

施術所の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
誠信堂鍼灸整骨院	みまたはり灸整骨院	平成31年1月7日

宮崎県告示第 164号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
古賀総合病院	宮崎市池内町数太木1749番地1

2 救急病院等の認定の有効期間

平成31年3月5日から平成34年3月4日まで

宮崎県告示第 165号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
たちばな薬局江平	宮崎市	薬局	平成31年 3月1日

宮崎県告示第 168号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
富高薬局 お倉ヶ浜店	日向市	薬局	平成31年 3月1日

宮崎県告示第 169号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字竹ノ本乙2516
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 170号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字畑場口山 740-5、字須ノ内山 742
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 171号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字向山字岩下 7383-1、7383-2、7385
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 172号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字向奥 2181-1、2181-5
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 173号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市東方字飯谷3305-13、字陰陽石3333
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字飯谷3305-13（次の図に示す部分に限る。）、字陰陽石3333
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 174号

知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則(平成30年宮崎県規則第65号)第3条の規定により、小型魚の採捕の数量が、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第1項に規定する都道府県計画に定める小型魚に係る知事管理量を超えるおそれが著しく大きいと認めるので告示する。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 175号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成31年3月7日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
45	県道	御池都城線	都城市大王町1083番から同市同町1041番1まで	旧	9.9～16.5	278.0
				新	14.8～35.0	278.0

宮崎県告示第 176号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成31年3月7日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
53	県道	京町小林線	えびの市大字原田字本地原1420番3地先から同市同大字同字1419番3地先まで	旧	16.7～43.8	70.5
				新	15.0～43.8	70.5

宮崎県告示第 177号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法

律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
美 郷 町	新屋敷谷川	09- 423- 2 - 024	土 石 流
	市谷谷川	09- 423- 2 - 026	土 石 流
	仁 久 川	09- 423- 1 - 034	土 石 流
	田野原谷川	09- 423- 2 - 035	土 石 流
	田野原谷川-新①	09- 423- 2 - 035-新①	土 石 流
	田野原谷川-新②	09- 423- 2 - 035-新②	土 石 流
	田野原谷川1	09- 423- 2 - 036	土 石 流
	田野原谷川1-新①	09- 423- 2 - 036-新①	土 石 流
	田野原谷川1-新②	09- 423- 2 - 036-新②	土 石 流
	田野原谷川2	09- 423- 2 - 037	土 石 流
	田野原谷川2-新①	09- 423- 2 - 037-新①	土 石 流
	流され谷川	09- 423- 2 - 050	土 石 流
	下田の原谷川	09- 423- 2 - 051	土 石 流
	中の原谷川-新①	09- 423- 2 - 009-新①	土 石 流
中の原谷川-新②	09- 423- 2 - 009-新②	土 石 流	
古伏木谷川	09- 424- 1 - 009	土 石 流	
神門原谷川	09- 424- 1 - 010	土 石 流	

岑 谷 川	09- 424- 1 - 011	土 石 流	長 野 川 8	09- 425- 2 - 015	土 石 流
岑谷川-新 ①	09- 424- 1 - 011 -新①	土 石 流	長 野 川 9	09- 425- 2 - 016	土 石 流
日 平 谷 川	09- 424- 2 - 003	土 石 流	長 野 川 10	09- 425- 2 - 017	土 石 流
日平谷川- 新①	09- 424- 2 - 003 -新①	土 石 流	長 野 川 11	09- 425- 2 - 018	土 石 流
神門原谷川 1	09- 424- 2 - 010	土 石 流	長 野 川 12	09- 425- 2 - 019	土 石 流
神門原谷川 2	09- 424- 2 - 011	土 石 流	長 野 川 13	09- 425- 2 - 020	土 石 流
下古川谷川	09- 424- 2 - 013	土 石 流	中 ノ 原	I - 1 - 1241	急傾斜地の崩壊
下古川谷川 -新①	09- 424- 2 - 013 -新①	土 石 流	中ノ原-新 ①	I - 1 - 1241-新①	急傾斜地の崩壊
大久保谷川	09- 424- 2 - 014	土 石 流	牛 山	I - 1 - 1244	急傾斜地の崩壊
大久保谷川 1	09- 424- 2 - 015	土 石 流	田 出 原	I - 1 - 1245	急傾斜地の崩壊
舟 戸 谷 川	09- 424- 2 - 017	土 石 流	市 谷	I - 1 - 1246	急傾斜地の崩壊
原 良	09- 424- 2 - 018	土 石 流	阿 切	II - 1 - 1242	急傾斜地の崩壊
椋 原 谷 川	09- 424- 2 - 019	土 石 流	弓 弦 葉	II - 1 - 1243	急傾斜地の崩壊
大内原谷川	09- 424- 1 - 001	土 石 流	下田の原- 1	II - 1 - 6843	急傾斜地の崩壊
大内原谷川 1	09- 424- 1 - 033	土 石 流	下田の原- 2	II - 1 - 6844	急傾斜地の崩壊
大内原谷川 1-新①	09- 424- 1 - 033 -新①	土 石 流	下田の原- 2-新①	II - 1 - 6844-新①	急傾斜地の崩壊
小川ノ吐谷 川	09- 424- 2 - 001	土 石 流	阿 切 - 1	II - 1 - 6847	急傾斜地の崩壊
小川ノ吐谷 川 1	09- 424- 2 - 002	土 石 流	吐 - 1	II - 1 - 6848	急傾斜地の崩壊
長 野 川 1	09- 425- 1 - 006	土 石 流	吐 - 2	II - 1 - 6849	急傾斜地の崩壊
板 屋 川 1	09- 425- 2 - 005	土 石 流	吐 - 3	II - 1 - 6850	急傾斜地の崩壊
山 口 谷 川	09- 425- 2 - 006	土 石 流	吐 - 4	II - 1 - 6851	急傾斜地の崩壊
長 野 川 2	09- 425- 2 - 007	土 石 流	吐-4-新 ①	II - 1 - 6851-新①	急傾斜地の崩壊
			牛 山 - 1	II - 1 - 6853	急傾斜地の崩壊
			田 野 原 - 1	II - 1 - 6869	急傾斜地の崩壊
			田 野 原 - 2	II - 1 - 6870	急傾斜地の崩壊

田野原-2 -新①	II-1-6870-新①	急傾斜地の崩壊	鳥の巣2	II-1-6938	急傾斜地の崩壊
田野原-2 -新②	II-1-6870-新②	急傾斜地の崩壊	鳥の巣2- 新①	II-1-6938-新①	急傾斜地の崩壊
田野原-3	II-1-6871	急傾斜地の崩壊	日隠-3	II-1-6941	急傾斜地の崩壊
田野原-4	II-1-6872	急傾斜地の崩壊	日隠-4	II-1-6942	急傾斜地の崩壊
川原-1	II-1-6876	急傾斜地の崩壊	漆野-1	II-1-6944	急傾斜地の崩壊
川原-2	II-1-6877	急傾斜地の崩壊	木浦-新①	II-1-6944-新①	急傾斜地の崩壊
屋形ヶ原	II-1-6919	急傾斜地の崩壊	木浦-新②	II-1-6944-新②	急傾斜地の崩壊
落ヶ谷	II-1-6920	急傾斜地の崩壊	木浦-新③	II-1-6944-新③	急傾斜地の崩壊
阿切-2	II-1-6921	急傾斜地の崩壊	漆野-2- 新①	II-1-6945-新①	急傾斜地の崩壊
中尾	I-1-1289	急傾斜地の崩壊	柳野迫-1	II-1-6946	急傾斜地の崩壊
鳥の巣	I-1-1294	急傾斜地の崩壊	柳野迫-2	II-1-6947	急傾斜地の崩壊
古川	I-1-1308	急傾斜地の崩壊	大久保-1	II-1-6949	急傾斜地の崩壊
上古川-新 ①	I-1-1308-新①	急傾斜地の崩壊	大久保-2	II-1-6950	急傾斜地の崩壊
和田	I-1-1309	急傾斜地の崩壊	大久保-3	II-1-6951	急傾斜地の崩壊
和田-新①	I-1-1309-新①	急傾斜地の崩壊	高崎-新①	II-1-6952-新①	急傾斜地の崩壊
上野原	I-1-1316	急傾斜地の崩壊	小笹木	II-1-6953	急傾斜地の崩壊
上野原-新 ①	I-1-1316-新①	急傾斜地の崩壊	下古川	II-1-6958	急傾斜地の崩壊
鳥の巣1	I-1-3506	急傾斜地の崩壊	舟戸-1	II-1-6959	急傾斜地の崩壊
増谷-1- 新①	I-1-3507-新①	急傾斜地の崩壊	舟戸-2	II-1-6960	急傾斜地の崩壊
神門原	I-1-3515	急傾斜地の崩壊	原良-1	II-1-6961	急傾斜地の崩壊
神門原-新 ①	I-1-3515-新①	急傾斜地の崩壊	原良-2	II-1-6962	急傾斜地の崩壊
神門原-新 ②	I-1-3515-新②	急傾斜地の崩壊	小伏木-2	II-1-6971	急傾斜地の崩壊
小伏木-1	I-1-3516	急傾斜地の崩壊	横八-1	II-1-6973	急傾斜地の崩壊
			横八-2	II-1-6974	急傾斜地の崩壊
			横八-3	II-1-6975	急傾斜地の崩壊
			横八-7	II-1-6976	急傾斜地の崩壊

横八-7-新①	II-1-6976-新①	急傾斜地の崩壊	桃野尾-3-新①	II-1-7026-新①	急傾斜地の崩壊
椋原-1	II-1-6978	急傾斜地の崩壊	清川-1	II-1-7047	急傾斜地の崩壊
椋原-2	II-1-6979	急傾斜地の崩壊	清川-1-新①	II-1-7047-新①	急傾斜地の崩壊
小田-1	II-1-6980	急傾斜地の崩壊	清川-1-新②	II-1-7047-新②	急傾斜地の崩壊
小田-2	II-1-6981	急傾斜地の崩壊	清川-1-新③	II-1-7047-新③	急傾斜地の崩壊
小田-3	II-1-6982	急傾斜地の崩壊	清川-2	II-1-7048	急傾斜地の崩壊
西ノ八峽	II-1-1284	急傾斜地の崩壊	長野-2	II-1-7054	急傾斜地の崩壊
小川の吐	II-1-6988	急傾斜地の崩壊	長野-3	II-1-7055	急傾斜地の崩壊
長野-1	I-1-3518	急傾斜地の崩壊	長野-3-新①	II-1-7055-新①	急傾斜地の崩壊
尾戸	II-1-1318	急傾斜地の崩壊	長野-4	II-1-7056	急傾斜地の崩壊
桜の森	II-1-1329	急傾斜地の崩壊	長野-4-新①	II-1-7056-新①	急傾斜地の崩壊
輪出-1	II-1-7006	急傾斜地の崩壊	長野-5	II-1-7057	急傾斜地の崩壊
中崎	II-1-7014	急傾斜地の崩壊	長野-5-新①	II-1-7057-新①	急傾斜地の崩壊
椎野	II-1-7015	急傾斜地の崩壊	長野-5-新②	II-1-7057-新②	急傾斜地の崩壊
椎野-新①	II-1-7015-新①	急傾斜地の崩壊	山口	II-1-7073	急傾斜地の崩壊
松ヶ下-1	II-1-7016	急傾斜地の崩壊	長野-6	II-1-7074	急傾斜地の崩壊
松ヶ下-2	II-1-7017	急傾斜地の崩壊	長野-6-新①	II-1-7074-新①	急傾斜地の崩壊
輪出-3-新①	II-1-7018-新①	急傾斜地の崩壊	中組-1	II-1-7075	急傾斜地の崩壊
七郎ヶ平	II-1-7019	急傾斜地の崩壊	中組-2	II-1-7076	急傾斜地の崩壊
七郎ヶ平-新①	II-1-7019-新①	急傾斜地の崩壊	中組-2-新①	II-1-7076-新①	急傾斜地の崩壊
小八重-1	II-1-7020	急傾斜地の崩壊	中組-2-新②	II-1-7076-新②	急傾斜地の崩壊
小八重-2	II-1-7021	急傾斜地の崩壊			
市木	II-1-7022	急傾斜地の崩壊			
桃野尾-1	II-1-7024	急傾斜地の崩壊			
桃野尾-2	II-1-7025	急傾斜地の崩壊			
桃野尾-3	II-1-7026	急傾斜地の崩壊			

中組 - 3	II - 1 - 7077	急傾斜地の崩壊				
田谷 - 2	II - 1 - 7079	急傾斜地の崩壊		田野原谷川 1 - 新②	09 - 423 - 2 - 036 - 新②	土 石 流
田谷 - 2 - 新①	II - 1 - 7079 - 新①	急傾斜地の崩壊		田野原谷川 2	09 - 423 - 2 - 037	土 石 流
田谷 - 2 - 新②	II - 1 - 7079 - 新②	急傾斜地の崩壊		田野原谷川 2 - 新①	09 - 423 - 2 - 037 - 新①	土 石 流
田谷 - 2 - 新③	II - 1 - 7079 - 新③	急傾斜地の崩壊		流され谷川	09 - 423 - 2 - 050	土 石 流
板屋 - 1	II - 1 - 7080	急傾斜地の崩壊		下田の原谷 川	09 - 423 - 2 - 051	土 石 流
板屋 - 2	II - 1 - 7081	急傾斜地の崩壊		中の原谷川 - 新①	09 - 423 - 2 - 009 - 新①	土 石 流
板屋 - 2 - 新①	II - 1 - 7081 - 新①	急傾斜地の崩壊		中の原谷川 - 新②	09 - 423 - 2 - 009 - 新②	土 石 流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 178号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類			
美郷町	新屋敷谷川	09 - 423 - 2 - 024	土 石 流			
	市谷谷川	09 - 423 - 2 - 026	土 石 流			
	仁久川	09 - 423 - 1 - 034	土 石 流			
	田野原谷川	09 - 423 - 2 - 035	土 石 流			
	田野原谷川 - 新①	09 - 423 - 2 - 035 - 新①	土 石 流			
	田野原谷川 - 新②	09 - 423 - 2 - 035 - 新②	土 石 流			
	田野原谷川 1	09 - 423 - 2 - 036	土 石 流			
	田野原谷川 1 - 新①	09 - 423 - 2 - 036 - 新①	土 石 流			
				田野原谷川 1 - 新②	09 - 423 - 2 - 036 - 新②	土 石 流
				流され谷川	09 - 423 - 2 - 050	土 石 流
				下田の原谷 川	09 - 423 - 2 - 051	土 石 流
				中の原谷川 - 新①	09 - 423 - 2 - 009 - 新①	土 石 流
				中の原谷川 - 新②	09 - 423 - 2 - 009 - 新②	土 石 流
				古伏木谷川	09 - 424 - 1 - 009	土 石 流
				神門原谷川	09 - 424 - 1 - 010	土 石 流
				岑 谷 川	09 - 424 - 1 - 011	土 石 流
				岑谷川 - 新 ①	09 - 424 - 1 - 011 - 新①	土 石 流
				日平谷川	09 - 424 - 2 - 003	土 石 流
				日平谷川 - 新①	09 - 424 - 2 - 003 - 新①	土 石 流
				神門原谷川 1	09 - 424 - 2 - 010	土 石 流
				神門原谷川 2	09 - 424 - 2 - 011	土 石 流
				下古川谷川	09 - 424 - 2 - 013	土 石 流
				下古川谷川 - 新①	09 - 424 - 2 - 013 - 新①	土 石 流
				大久保谷川	09 - 424 - 2 - 014	土 石 流
				大久保谷川 1	09 - 424 - 2 - 015	土 石 流
				舟戸谷川	09 - 424 - 2 - 017	土 石 流

原 良	09-424-2-018	土 石 流	下田の原-1	II-1-6843	急傾斜地の崩壊
椋原谷川	09-424-2-019	土 石 流	下田の原-2	II-1-6844	急傾斜地の崩壊
大内原谷川	09-424-1-001	土 石 流	下田の原-2-新①	II-1-6844-新①	急傾斜地の崩壊
大内原谷川1	09-424-1-033	土 石 流	阿切-1	II-1-6847	急傾斜地の崩壊
大内原谷川1-新①	09-424-1-033-新①	土 石 流	吐-1	II-1-6848	急傾斜地の崩壊
小川ノ吐谷川	09-424-2-001	土 石 流	吐-2	II-1-6849	急傾斜地の崩壊
小川ノ吐谷川1	09-424-2-002	土 石 流	吐-3	II-1-6850	急傾斜地の崩壊
長野川1	09-425-1-006	土 石 流	吐-4	II-1-6851	急傾斜地の崩壊
板屋川1	09-425-2-005	土 石 流	吐-4-新①	II-1-6851-新①	急傾斜地の崩壊
山口谷川	09-425-2-006	土 石 流	牛山-1	II-1-6853	急傾斜地の崩壊
長野川2	09-425-2-007	土 石 流	田野原-1	II-1-6869	急傾斜地の崩壊
長野川8	09-425-2-015	土 石 流	田野原-2	II-1-6870	急傾斜地の崩壊
長野川9	09-425-2-016	土 石 流	田野原-2-新①	II-1-6870-新①	急傾斜地の崩壊
長野川10	09-425-2-017	土 石 流	田野原-2-新②	II-1-6870-新②	急傾斜地の崩壊
長野川11	09-425-2-018	土 石 流	田野原-3	II-1-6871	急傾斜地の崩壊
長野川12	09-425-2-019	土 石 流	田野原-4	II-1-6872	急傾斜地の崩壊
長野川13	09-425-2-020	土 石 流	川原-1	II-1-6876	急傾斜地の崩壊
中ノ原	I-1-1241	急傾斜地の崩壊	川原-2	II-1-6877	急傾斜地の崩壊
中ノ原-新①	I-1-1241-新①	急傾斜地の崩壊	屋形ヶ原	II-1-6919	急傾斜地の崩壊
牛山	I-1-1244	急傾斜地の崩壊	落ヶ谷	II-1-6920	急傾斜地の崩壊
田出原	I-1-1245	急傾斜地の崩壊	阿切-2	II-1-6921	急傾斜地の崩壊
市谷	I-1-1246	急傾斜地の崩壊	中尾	I-1-1289	急傾斜地の崩壊
阿切	II-1-1242	急傾斜地の崩壊	鳥の巣	I-1-1294	急傾斜地の崩壊
弓弦葉	II-1-1243	急傾斜地の崩壊	古川	I-1-1308	急傾斜地の崩壊

上古川-新①	I-1-1308-新①	急傾斜地の崩壊	大久保-3	II-1-6951	急傾斜地の崩壊
和田	I-1-1309	急傾斜地の崩壊	高崎-新①	II-1-6952-新①	急傾斜地の崩壊
和田-新①	I-1-1309-新①	急傾斜地の崩壊	小 笹 木	II-1-6953	急傾斜地の崩壊
上野原	I-1-1316	急傾斜地の崩壊	下古川	II-1-6958	急傾斜地の崩壊
上野原-新①	I-1-1316-新①	急傾斜地の崩壊	舟戸-1	II-1-6959	急傾斜地の崩壊
鳥の巣1	I-1-3506	急傾斜地の崩壊	舟戸-2	II-1-6960	急傾斜地の崩壊
増谷-1-新①	I-1-3507-新①	急傾斜地の崩壊	原良-1	II-1-6961	急傾斜地の崩壊
神門原	I-1-3515	急傾斜地の崩壊	原良-2	II-1-6962	急傾斜地の崩壊
神門原-新①	I-1-3515-新①	急傾斜地の崩壊	小伏木-2	II-1-6971	急傾斜地の崩壊
神門原-新②	I-1-3515-新②	急傾斜地の崩壊	横八-1	II-1-6973	急傾斜地の崩壊
小伏木-1	I-1-3516	急傾斜地の崩壊	横八-2	II-1-6974	急傾斜地の崩壊
鳥の巣2	II-1-6938	急傾斜地の崩壊	横八-3	II-1-6975	急傾斜地の崩壊
鳥の巣2-新①	II-1-6938-新①	急傾斜地の崩壊	横八-7	II-1-6976	急傾斜地の崩壊
日隠-3	II-1-6941	急傾斜地の崩壊	横八-7-新①	II-1-6976-新①	急傾斜地の崩壊
日隠-4	II-1-6942	急傾斜地の崩壊	棕原-1	II-1-6978	急傾斜地の崩壊
漆野-1	II-1-6944	急傾斜地の崩壊	棕原-2	II-1-6979	急傾斜地の崩壊
木浦-新①	II-1-6944-新①	急傾斜地の崩壊	小田-1	II-1-6980	急傾斜地の崩壊
木浦-新②	II-1-6944-新②	急傾斜地の崩壊	小田-2	II-1-6981	急傾斜地の崩壊
木浦-新③	II-1-6944-新③	急傾斜地の崩壊	小田-3	II-1-6982	急傾斜地の崩壊
漆野-2-新①	II-1-6945-新①	急傾斜地の崩壊	西ノ八峽	II-1-1284	急傾斜地の崩壊
柳野迫-1	II-1-6946	急傾斜地の崩壊	小川の吐	II-1-6988	急傾斜地の崩壊
柳野迫-2	II-1-6947	急傾斜地の崩壊	長野-1	I-1-3518	急傾斜地の崩壊
大久保-1	II-1-6949	急傾斜地の崩壊	尾 戸	II-1-1318	急傾斜地の崩壊
大久保-2	II-1-6950	急傾斜地の崩壊	桜の森	II-1-1329	急傾斜地の崩壊
			嶮出-1	II-1-7006	急傾斜地の崩壊
			中 崎	II-1-7014	急傾斜地の崩壊

椎 野	Ⅱ-1-7015	急傾斜地の崩壊	長野-4-新①	Ⅱ-1-7056-新①	急傾斜地の崩壊
椎野-新①	Ⅱ-1-7015-新①	急傾斜地の崩壊	長野-5	Ⅱ-1-7057	急傾斜地の崩壊
松ヶ下-1	Ⅱ-1-7016	急傾斜地の崩壊	長野-5-新①	Ⅱ-1-7057-新①	急傾斜地の崩壊
松ヶ下-2	Ⅱ-1-7017	急傾斜地の崩壊	長野-5-新②	Ⅱ-1-7057-新②	急傾斜地の崩壊
輸出-3-新①	Ⅱ-1-7018-新①	急傾斜地の崩壊	山 口	Ⅱ-1-7073	急傾斜地の崩壊
七郎ヶ平	Ⅱ-1-7019	急傾斜地の崩壊	長野-6	Ⅱ-1-7074	急傾斜地の崩壊
七郎ヶ平-新①	Ⅱ-1-7019-新①	急傾斜地の崩壊	長野-6-新①	Ⅱ-1-7074-新①	急傾斜地の崩壊
小八重-1	Ⅱ-1-7020	急傾斜地の崩壊	中組-1	Ⅱ-1-7075	急傾斜地の崩壊
小八重-2	Ⅱ-1-7021	急傾斜地の崩壊	中組-2	Ⅱ-1-7076	急傾斜地の崩壊
市 木	Ⅱ-1-7022	急傾斜地の崩壊	中組-2-新①	Ⅱ-1-7076-新①	急傾斜地の崩壊
桃野尾-1	Ⅱ-1-7024	急傾斜地の崩壊	中組-2-新②	Ⅱ-1-7076-新②	急傾斜地の崩壊
桃野尾-2	Ⅱ-1-7025	急傾斜地の崩壊	中組-3	Ⅱ-1-7077	急傾斜地の崩壊
桃野尾-3	Ⅱ-1-7026	急傾斜地の崩壊	田谷-2	Ⅱ-1-7079	急傾斜地の崩壊
桃野尾-3-新①	Ⅱ-1-7026-新①	急傾斜地の崩壊	田谷-2-新①	Ⅱ-1-7079-新①	急傾斜地の崩壊
清川-1	Ⅱ-1-7047	急傾斜地の崩壊	田谷-2-新②	Ⅱ-1-7079-新②	急傾斜地の崩壊
清川-1-新①	Ⅱ-1-7047-新①	急傾斜地の崩壊	田谷-2-新③	Ⅱ-1-7079-新③	急傾斜地の崩壊
清川-1-新②	Ⅱ-1-7047-新②	急傾斜地の崩壊	板屋-1	Ⅱ-1-7080	急傾斜地の崩壊
清川-1-新③	Ⅱ-1-7047-新③	急傾斜地の崩壊	板屋-2	Ⅱ-1-7081	急傾斜地の崩壊
清川-2	Ⅱ-1-7048	急傾斜地の崩壊	板屋-2-新①	Ⅱ-1-7081-新①	急傾斜地の崩壊
長野-2	Ⅱ-1-7054	急傾斜地の崩壊			
長野-3	Ⅱ-1-7055	急傾斜地の崩壊			
長野-3-新①	Ⅱ-1-7055-新①	急傾斜地の崩壊			
長野-4	Ⅱ-1-7056	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 179号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更し

た。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県西都土木事務所及び西都市商工観光課において公衆の縦覧に供する。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
西都都市計画道路
3・5・5号 山角坂元線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - (1) 追加した部分
なし
 - (2) 削除した部分
西都市大字調殿字山隅の一部

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ボンベルタ橋
宮崎市橋通西三丁目10番32号 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社橋ホールディングス 代表取締役 米良充朝
宮崎市橋通西三丁目10番32号
株式会社橋百貨店 代表取締役 滝澤弘司
宮崎市橋通西三丁目10番32号
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社橋百貨店 代表取締役 滝澤弘司
宮崎市橋通西三丁目10番32号
株式会社テヅカ 代表取締役 手塚剛一
宮崎市港東一丁目7番1号
吉國喜義
宮崎市吉村町寺ノ前甲2882番地 117
船ヶ山新一
宮崎市松橋二丁目6番20号
株式会社ながやま 代表取締役 永山幸弘
都城市乙房町1715-4
(変更後) 株式会社橋百貨店 代表取締役 滝澤弘司
宮崎市橋通西三丁目10番32号
株式会社テヅカ 代表取締役 手塚剛一
宮崎市港東一丁目7番1号
株式会社エンドレス 代表取締役 蕭易風
東京都台東区柳橋一丁目20番1号
株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二
広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

一般社団法人みやPEC推進機構 理事長 戸敷正

宮崎市橋通東一丁目14番20号

船ヶ山新一

宮崎市松橋二丁目6番20号

- 4 変更の年月日
平成28年11月21日
 - 5 変更する理由
テナント入替えのため
 - 6 届出年月日
平成31年2月15日
 - 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西白杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成31年3月7日から平成31年7月8日まで
 - 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
平成31年3月7日から平成31年7月8日まで
 - 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
-
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。
- 平成31年3月7日
- 宮崎県知事 河野俊嗣
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリモール宮崎
宮崎市源藤町東田 597番地
 - 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の名称の変更並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成30年10月26日
 - 3 意見の概要
意見なし
 - 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西白杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成31年3月7日から平成31年4月8日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリモール宮崎
宮崎市源藤町東田 597番地
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
平成30年10月26日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成31年3月7日から平成31年4月8日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フェニックスガーデンうきのじょう
宮崎市柳丸町 150、151の一部、152の一部、163-1、163-2、165、166、167、168-1の一部
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成31年1月11日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成31年3月7日から平成31年4月8日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、尾鈴土地改良区連合（川南町）から平成31年2月15日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
矢立	椎葉村	中山間地域総合整備事業	平成30年5月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
東諸県郡国富町大字塚原字東原 610番7及び 610番9	宮崎市中津瀬町 120番地 シュール中津瀬 301号 藤丸 雅史

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第1号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

平成31年3月7日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

- 1 検定合格者審査の種別及び級並びに資格
 - (1) 空港保安警備業務に係る1級の検定合格者審査
警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
 - (2) 空港保安警備業務に係る2級の検定合格者審査
空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって、旧規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者
 - (3) 施設警備業務に係る1級の検定合格者審査
旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（以下「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者
 - (4) 施設警備業務に係る2級の検定合格者審査
常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
 - (5) 交通誘導警備業務に係る1級の検定合格者審査
旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

- (6) 交通誘導警備業務に係る 2 級の検定合格者審査
交通誘導警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
- (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 1 級の検定合格者審査
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する核燃料物質等運搬警備
(以下「核燃料物質等運搬警備」という。)に係る旧 1 級検定
に合格した者
- (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 2 級の検定合格者審査
核燃料物質等運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合
格した者
- (9) 貴重品運搬警備業務に係る 1 級の検定合格者審査
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する貴重品運搬警備 (以下「
貴重品運搬警備」という。)に係る旧 1 級検定に合格した者
- (10) 貴重品運搬警備に係る 2 級の検定合格者審査
貴重品運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した
者

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査は、旧検定に合格した者のうち、次に掲げる者
以外の者に対して行う。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則施行 (平成17年
11月21日) の際、現に、当該旧検定に係る警備業務に従事して
おり、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して 1 年
以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際、現に、当
該旧検定に係る警備業務に係る指定講習 (旧規則第12条第 1 項
に規定する指定講習をいう。) の講師として従事しており、か
つ、当該講師として従事している期間が継続して 1 年以上であ
るもの

3 検定合格者審査の日時

区 分	審 査 日 時
審 査	平成31年6月7日 (金) 午前9時30分から

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までに済ませる
こと。

4 検定合格者審査の場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地 1
宮崎県建設技術センター

5 検定合格者審査の実施要領

- (1) 検定合格者審査は、学科試験と実技試験により実施し、学科
試験に合格した者にのみ実技試験を実施する。
学科試験は、5 枝択一式の筆記試験により行う。
- (2) 1 級の検定合格者審査の科目及び内容
ア 学科試験
(7) 科目
○ 警備業務に関する基本的な事項
○ 法令に関すること。
○ 警備業務の実施に関すること。
○ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措
置に関すること。
(4) 問題数
10問
イ 実技試験
(7) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置
に関すること。

- (4) 内容
徒手の護身術の基本動作を 2 種類実施
- (3) 2 級の検定合格者審査の科目及び内容
ア 学科試験
(7) 科目
○ 警備業務に関する基本的な事項
○ 法令に関すること。
○ 警備業務の実施に関すること。
○ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措
置に関すること。
(4) 問題数
10問
イ 実技試験
(7) 科目
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置
に関すること。
(4) 内容
徒手の護身術の基本動作を 1 種類実施

6 検定合格者審査申請書の提出方法

- (1) 提出先
住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄す
る警察署等
- (2) 提出期間及び時間

区 分	提出期間及び時間
審 査	平成31年4月1日 (月) から4月12日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前9時から午 後5時までの間

- (3) 提出方法
提出は、審査申請者本人によることを原則とするが、委任状
があれば代理人でも良い。郵送による申請は認めない。

7 提出書類

- (1) 審査申請書 1 通
- (2) 旧検定合格証の写し 1 枚
- (3) 写真 1 葉 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル
、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、
無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- (4) 次のいずれかの書面 (宮崎県公安委員会以外の公安委員会発
行の旧検定合格証の所持者に限る。)
○ 県内居住者であることを疎明する書面
○ 県内の営業所に属することを疎明する書面

8 審査手数料

4,700円に相当する宮崎県収入証紙を審査申請書に貼付して提
出すること。
審査手数料は、審査辞退その他いかなる場合にも返還しない。

9 受検票の交付

受検票は審査当日、審査会場において交付する。

10 その他

- (1) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関
する目的以外には使用しない。
- (2) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境
課警備係 (代表電話0985-31-0110) に行うこと。

--	--